

# 一般社団法人ヘルステックイノベーション研究センター

## 会員規定

2019年 4月 1日 施行

2019年 10月 24日 改定

### 第1条 (目的)

本規定は、一般社団法人ヘルステックイノベーション研究センター（以下「当法人」という。）の会員の入退会、会費、権利義務等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (サービス)

当法人が、当法人の会員に提供するサービスは次の通りとする。

- (1) 健康産業やIT産業にかかわる企業と医師が一堂に会する年次集会
- (2) WEBメディアを通じた情報提供
- (3) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3条 (会員)

当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛助し入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員（パートナー） 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人の功労のあった者または学識経験者で、社員総会において推薦された個人又は団体

### 第4条 (入会)

当法人の正会員又は賛助会員になろうとするものは、所定のオンライン会員申込システム又は書面にて申し込みを行い、代表理事の承認を受けなければならない。

- 2 代表理事の承認の可否は電磁的方法又は書面による通知にて行う。
- 3 入会申込者は、前項の承認の電磁的方法又は書面による通知を受けたときから、当法人の会員となる。
- 4 入会申込者が次のいずれかに該当しているときは、入会の承認を行わない。
  - (1) 当法人の趣旨に賛同していないと当法人が判断した場合
  - (2) 過去に当法人の会員規定違反等により、会員資格を喪失したことがあり、将来において当該違反が是正されないと当法人が判断した場合
  - (3) 入会申込の内容に虚偽があったことが判明した場合

- (4) 入会申込者の事業又はサービスの内容に法令違反があり、若しくは社会規範に反する場合又はその恐れがある場合
- (5) その他当法人の会員として不適切と当法人が判断した場合
- 5 入会者は、前条の会員の種別ごとに当法人が管理する会員名簿に登録される。
- 6 賛助会員及び名誉会員は当法人のホームページで公開する。
- 7 入会者は、入会申し込みを行うにあたり、本規程の内容を承認しているものとみなす。

#### 第5条 (入会金及び年会費)

入会金及び年会費は次の通りとし、当法人の指定する方法により納入するものとする。  
尚、第2号の年会費は1月から同年12月までの1年分とする。

##### (1)入会金

無料

##### (2)年会費

正会員 金1万円/口

賛助会員 金10万円/口

名誉会員 無料

- 2 新たに入会する者は、代表理事の承認後速やかに、入会する年の年会費を納入するものとする。尚、年の途中で入会する者は、年会費の日割若しくは月割計算を行わず、第1項の年会費1年分全額を納入するものとする。
- 3 前年より継続して当法人の会員となる者は、当年8月末日までに当年分の年会費を納入するものとする。
- 4 法人・団体の正会員のうち、公益法人等の入会金、年会費については別途代表理事の承認のもと定めるものとする。
- 5 会員より納入された入会金及び年会費は、当法人の活動・運営全般の費用に充当するものとする。

#### 第6条 (滞納会費の受け入れ)

当法人が滞納年会費の納入を受けたときは、滞納の発生順に年会費に充当する。

#### 第7条 (年次集会への参加)

当法人が主催する年次集会に当法人の会員として参加する団体又は法人は、自己に所属する者2名を上限として当該年次集会に参加させることができるものとする。

#### 第8条 (登録内容の変更)

会員は、当法人に登録している登録情報に変更が生じた場合は、速やかにその旨を当法人に通知するものとする。

## 第9条 （退会）

会員は、当法人に対し退会の意思表示を行うことにより年の途中においても当法人を退会することができるものとする。但し、納入済みの年会費は返還しないものとする。

2 前項の退会の効力は、会員の退会の意思表示を当法人が受領したときに生じるものとする。

## 第10条 （会員資格の喪失）

当法人は、会員が次のいずれかに該当したときは、会員たる資格を喪失させることができるものとする。

- (1) 当法人の名誉を著しく傷つける行為又は当法人の会員としての品位を損なう行為があったと当法人が判断したとき
- (2) 年会費を2年を超えて滞納したとき
- (3) 法令若しくは公序良俗に反する行為があったとき
- (4) 本規定若しくは当法人が定める定款その他の規定に違反したとき
- (5) 法人たる会員が法人格を喪失したとき
- (6) 個人たる会員が死亡したとき若しくは失踪宣告を受けたとき又は後見若しくは補佐開始の審判を受けたとき
- (7) 破産手続、更生手続その他法的債務整理手続の申立をしたとき又はそれらの申立を受けたとき
- (8) 総社員の同意があったとき
- (9) その他当法人の会員として不適切と当法人が判断したとき

## 第11条 （再入会）

前2条により退会した会員が再入会を希望するときは、代表理事が別に定める再入会申込書を当法人に提出するものとする。

2 再入会申し込みについては、代表理事は以下の事項を充たしているか確認したうえで、再入会承認の可否を決定し、すみやかに再入会申込書を提出した者に承認または不承認を電磁的方法又は書面にて通知するものとする。

- (1) 申し込み年度の会費を納入していること
- (2) 過去当法人の会員であった期間に生じた債務が存在しないこと
- (3) その他当法人の会員たる資格を充たしていること

## 第12条 （権利義務）

当法人が提供するサービスに含まれるノウハウ、著作権その他知的財産権は全て当法人に帰属するものとする。但し、当法人がサービスを提供する以前から会員が独自に保有

しているこれら権利はこの限りではない。

#### 第13条 （既発生債務の存続）

当法人の会員である期間に生じた当法人に対する債務及び義務は、当法人の会員でなくなっても尚、存続するものとする。

#### 第14条 （権利の譲渡の禁止）

当法人の会員たる地位並びにそれに基づき生じる権利は、当法人の事前の電磁的方法又は書面による承諾がない限り、第三者に譲渡することができないものとする。

#### 第15条 （変更）

本規定は、理事の決議により変更することができるものとする。

2 前項の変更は、当法人のホームページへの掲載その他周知となる方法を講じた時点をもってその効力を生じるものとし、会員は当該変更された規定に拘束されるものとする。

#### 第16条 （免責）

会員は、当法人の活動に関連して取得した情報、資料等について、自らの判断により利活用の採否を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者に損害が生じた場合であっても、当法人はその責任を負わない。

#### 第17条 （準拠法及び専属的合意管轄裁判所）

本規定は日本法に準拠するものとし、本規定に関して訴訟等が生じたときは、当法人の主たる事務所を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上

大阪府高槻市八丁西町 6-1-906  
一般社団法人ヘルステックイノベーション研究センター